

1. 組織名

日本経済団体連合会 TPPプロジェクトチーム

14. 提出意見⑬

該当する交渉分野

金融サービス

意見

(1) 外資出資規制、支店・子会社の設立制限、業務範囲の制限、内外差別的な税制代表者の国籍要件、役員・従業員の国籍要件および居住要件などを撤廃するとともに、規制の客観性・透明性の確保や監督当局への報告の事務負担の軽減を進めるべき。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

1-1 銀行:ベトナムやマレーシアでは、地場銀行に対する外国銀行一行あたりの出資比率に上限があり、邦銀が当該国で業務展開する際の障害となっている。

1-2 損害保険:米国では、保険会社が複数州で営業する場合には、州ごとに事業免許を取得したうえで、商品・料率認可をとる必要がある。さらに、州ごとの規制の内容や水準も異なっていることから、こうした州別規制体制は、保険会社の事業コスト、コンプライアンス対応コスト、事務ロードなどの増大要因となっている。認可申請等の行政手続に遅延等の障害が発生し、顧客へのタイムリーな商品提供が阻害されており、消費者の利便性を損なっている。

1-3 生命保険:ベトナムでは、オンショアでの非居住者による為替取引については、中銀の実需原則規制に基づき、金融機関に対し実需取引の有無を証明するエビデンスの提出が必要となる。例えば、出資先企業から現地通貨建の配当を受け取り、当該資金を外貨に換えて本国に送金する場合にも、銀行の要求する「合法性」の資料(エビデンス)の提出が求められる。配当の本国回金に係る「合法性」を証明する資料は「納税証明書等」となるが年1回しか発行されないため、事実上、期中の受取配当(中間配当)については、本国への回金が制限(期末まで滞留)されることとなる。